

第4条 工事範囲

機器名称・範囲等	工事場所	住所
圧縮梱包機：PP-0707-HF 結束機：RQ-8YV61	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地

第5条 共通仕様書、付則、点検補修工事共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

設計図書のうち、図面については関連施設竣工図書等から作成したものであり現状と一致しない場合があるので参考図とする。本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

工事内容の変更が必要となる場合には、受注者が変更図面・資料等を作成して監督職員に提出し、協議のうえ、承諾を得ること。

1-1-1-4 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領（案）」によるものとするが、共通仕様書による別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

- (1) 現場着手1ヶ月前までに施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 施工計画書において作成の必要のない項目は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

1-1-1-11 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

受注者は契約約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施設稼働に支障をきたさないように施工しなければならない。

1-1-1-24 履行報告

本工事では工事履行報告書の提出は求めない。

1-1-1-29 事故報告書

受注者は工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に概要を報告するとともに、事故報告を監督職員が指示する期日までに発注者に提出しなければならない。

1-1-1-34 諸法令の厳守

受注者は、労働時間および労働者作業環境について労働基準法等の諸法令を遵守しなければならない。

1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、土曜・日曜・祝祭日および月曜日にかけての3日間以内で行うものとし、具体的な施工日については、監督職員と協議すること。

(作業時間等)

本工事の作業時間帯は、原則として下記によるものとする。

午前8時30分～午後5時15分

本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示に従うものとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-15 提出書類

(電子納品)

本工事は電子納品の対象外工事である。

第16編 水道編

第1章 総則

第2節 材料

16-1-2-1 工事材料の品質

(品質規格)

1. 本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書によるものとするが、材料については、JIS、JWWA、JDPAの規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。

2. 適合指定材料については、規格適合証または検査合格証を提出すること。

第4章 機械電気設備工事

第1節 通則

16-4-1-5 保安および衛生管理

1. 受注者は、保安および衛生について関係法令を遵守することはもとより、特に施設内等で行う工事で汚染等の恐れがある場合は、適切な方法で保護養生するなど保安衛生に留意しなければならない。
2. 危険物の保管および取扱いについて、火薬、ガソリン、油、電気等の危険性のあるものを使用する場合には、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い適切に行うものとする。作業に必要な燃料、溶剤等は日々運搬すること。

16-4-1-10 検査および試験

本工事で行う監督職員による検査（確認）および立会は本章以外であっても本項目によるものとする。

1. 受注者は、本工事に使用する資材等の確認・検査について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ定められた様式で事前に提出するものとする。
2. 試験および検査

(1) 試験および検査体制

受注者は、試験および検査に必要な材料、人員その他必要とする仮設材等を整え、試験および検査が迅速かつ、円滑に実施できるように必要な体制を整えなければならない。

(2) 資機材搬入検査

使用資機材の構造、寸法および変質の有無等を確認する為のものであり、外観については、次表により検査を実施するものである。

検査資機材名称	検査項目
主要機器	外観、員数、規格表示、その他監督職員が指示する項目
主要材料	外観、員数、規格表示、その他監督職員が指示する項目
その他	監督職員が指示する項目

※軽易な資材については、検査を省略する場合がある。

(3) 現地試験および検査

現地において、組立および据え付けられた設備が十分に機能が発揮できるかどうかを確認する為のものであり、施工の状態および性能等について次の

とおり検査を実施するものである。

- 1) 動作試験
- 2) その他

(4) 試験および検査に必要な水および電力

上記試験および検査のうち、現場において実施する場合に必要な水および設備を稼働させて行う設備電力は当方が支給するものとする。

その他特記事項

(損害賠償)

工事の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本工事完了後においても明らかに本工事に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本工事受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本工事において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
工事着工届書	2	工事完了届書	2
現場代理人等届	2	工事目的物引渡書	2
工程表	2	請求書	1
工事使用材料承諾関係書類	2	工事写真	2
施工承諾図	2	工事報告書	2
施工計画書	2		
その他監督職員が指示するもの	2		

工事内容

第1 工事概要

本工事は、クリスタルプラザ選別棟のプラスチック製容器包装圧縮梱包機の年次整備工事を行うものである。

第2 施工条件（現場条件）

本工事は、稼働中のクリスタルプラザでの施工であり、安全に十分に注意し実施すること。

第3 主要機器等仕様

1. 機器構成

本工事で修繕を行う機器の構成は、下表のとおりとする。

機器名称	型式等	数量
圧縮梱包機	P B - 0 7 0 7 - H F	1 台
結束機	R Q - 8 Y V 6 1	1 台

2. 機器仕様

機器仕様は下記の通りとする。選定機器は既設同等以上の性能を有し、既設設備を構成する機器類に影響のないこと。

第4 施工内容

1. 工事内容

整備箇所（部品）	整備内容
圧縮梱包機及び結束機	部品等交換、試運転調整

2. 交換部品

名称	型番	数量
(圧縮梱包機交換部品、以下)		
上刃調整シム		2 組
排出プッシャー底面板		1 枚
主押プッシャー底面板		1 枚
浮き上がり防止材（勝手反対含む）		2 組
浮き上がり防止材調整シム		2 組
上刃		1 式
下刃		1 式
上刃下刃ボルト一式		1 式
(結束機交換部品、以下)		

リブエース	3 P J 861	1 個
Vベルト	A-22 赤	1 個
カッター上刃		1 個
カッター下刃		1 個
ボールベアベアリング	628 V V	3 個
マグネットブレーキセット		1 個
FRソレノイドA s s y		1 個
テンションソレノイドアジャスター		1 個
ローヘッドキャップ	M 5 × 1 5	1 個
ヒーターA s s y		1 個
ヒーターホルダー		1 個
スモークファン		1 個
FRベルトテンションA s s y		1 個
テンションローラー		1 個
FRローラー	ベアリングV V入	2 個
ベアリング	6002 V V	2 個
フィードアッパーローラーA s s y		1 個
リバースアッパーローラーA s s y		1 個
ブレーキベルトA s s y		1 個
ブレーキテンションホルダー	ブッシュ付き	1 個
リバースソレノイドジョイント A s s y		1 式
バンドガイドブロック右		1 個
連動シャフトA s s y		1 個
ブレーキテンションアームスプリング		1 個

3. その他

- 本工事に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- 使用する材質は、使用条件に対して耐摩耗、断熱及び耐食を考慮して選択すること。ただし、ボルト、ナット類はSUS材を用いること。
- 施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- 令和8年 月 日 () の午後2時から、本件の現地確認会を行います。現地確認を行う際は、前日の午後5時までにクリスタルプラザまで連絡をお願いします。(TEL : 0749-62-7141)
- 本工事において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、

請負費に含まれるものとする。

- 工事完了後、監督職員立会による機器の試運転を行い、運転上支障のないよう確実に調整を行うこと。
- 撤去品については、受注者の責任において適正に処分すること。
- 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。